

平成26年9月16日

(公社)日本医療社会福祉協会

調査研究部

## 平成26年度診療報酬改定

### 疑義解釈の社会福祉士関連(まとめ)

厚生労働省医政局医療課からの疑義解釈及び当協会から厚生労働省医政局医療課への質問・回答について情報提供を致します。(前回7月26日分より地域包括ケア入院料の朱書き部分を追加致しました。)

- ・ 回復期リハビリテーション病棟1体制強化加算
- ・ 在宅復帰機能強化加算
- ・ 地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)
- ・ 介護保険リハビリテーション移行支援料
- ・ 退院調整加算

**【回復期リハビリテーション病棟1体制強化加算】**

---

体制強化加算の施設基準にて「社会福祉士については、退院調整に関する3年以上の経験を有する者であること。」とあるが、この経験は、一般病棟等での退院調整の経験でもよいのか。(疑義解釈その1問  
49:平成26年3月31日)

(答)よい。

体制強化加算の施設基準にて、「当該病棟に専従の常勤医師1名以上及び専従の社会福祉士が1名以上配置されていること」とあるが、専従の常勤医師は、外来診療を行うことができるか。(疑義解釈その2問  
24:平成26年4月4日)

(答)行うことはできない。

体制強化加算の専従社会福祉士が長期の研修等で休暇となった場合、算定はできないのか。(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)算定できない。算定する場合は別の専従社会福祉士の届出が必要。

体制強化加算の専従社会福祉士が回復期リハビリテーション病棟の入院相談に対応することはよいか。  
(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)当該配置病棟の入院患者についてのみ可能。

**【在宅復帰機能強化加算】**

---

在宅復帰機能強化加算の施設基準において、「在宅生活を1月以上(退院時に医療区分3である場合にあっては14日以上)継続することを確認をしていること」とあるが、考慮する医療区分は退院日の医療区分で良いか。(疑義解釈その3問3:平成26年4月9日)

(答)退院日の医療区分でよい。

療養病棟入院基本料1の在宅復帰機能強化加算における退院の定義について、在宅復帰機能強化型の療養病床から、病院内のそうではない療養病床に転棟した場合は、退院とみなされるのか。(疑義解釈その4問2:平成26年4月23日)

(答)みなされない。

在宅復帰機能強化加算について、病棟ごとの算定ができると理解しているが、療養病棟入院基本料1を算定している全病棟を一体として算定すべきか。(疑義解釈その4問3:平成26年4月23日)

(答)病棟単位であり、全病棟ではない。加算を算定する病棟と算定しない病棟が混在することができる。

在宅復帰機能強化加算の施設基準において、「退院患者の在宅生活が1か月以上継続することを確認していること」とあるが、どのような方法で確認をし、どのように記録管理すべきか。(疑義解釈その4問4:平成26年4月23日)

(答)当該保険医療機関の職員により患者の居宅を訪問又は在宅療養を担当する保険医療機関からの情報提供により確認する。記録方法は問わないが、退院患者それぞれについて、どのように確認が行われたかがわかるように記録されていること。

在宅復帰機能強化加算の施設基準において、「在宅に退院した患者の退院後 1 月以内(医療区分 3 の患者については 14 日以内)に、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問することにより、(略)当該患者の在宅における生活が1月以上(退院時に医療区分 3 である場合にあっては 14 日以上)継続する見込みであることを確認」することとなっているが、当該保険医療機関が当該患者に対して外来診療を行う際に、在宅における生活が継続する見込みであることを確認した場合は、当該患者の居宅を訪問する必要はないか。(疑義解釈その 5 問 1:平成 26 年 5 月 1 日)

(答)他の医療機関や介護老人保健施設に入院・入所していない等、外来診療時に、患者本人や同行した家族からの聞き取り等によって、当該患者が在宅における生活が継続する見込みであることを確認ができる場合は、必ずしも当該患者の居宅を訪問する必要はない。なお、この場合において、在宅から通院していることを確認できた理由を診療録等に記録すること。

在宅復帰機能強化加算の施設基準において、「退院患者の在宅生活が 1 か月以上継続することを確認していること」とあるが、1か月经過する前に入院し、療養病棟を経過して退院した場合は、在宅生活の1か月は合算できるのか。(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)合算はできない。連続した1か月以上を指す。

在宅復帰機能強化加算のカウントについて、分母は「直近6月間における退院患者数(当該病棟に入院した期間が1月以上 の患者のうち、再入院患者、死亡退院患者を除く)」となっているが、加算を算定していない病棟(療養も一般も含む)から、加算を算定している療養病棟へ転棟し、1月以上たってから在宅へ退院した者は計算式の分母、分子にカウントしてよいか。(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)分母・分子にカウントしてよい。

在宅復帰機能強化加算の 1 ヶ月在宅の確認方法について、当該保険 医療機関や在宅療養を 担当する保険 医療機関の介護支援専門員からの情報提供により確認した場合は、必ずしも居宅を訪問する必要はないとなっている が、在宅療養を担当する訪問看護ステーションからの情報提供でも訪問する必要はないか。(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)在宅療養を担当する訪問看護ステーションからの情報提供でも可。

**【地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)】**

---

地域包括ケア病棟入院料の施設基準において、「リハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上実施すること」とされているが、土・日・祝祭日も対象となるのか。(疑義解釈その2問27:平成26年4月4日)

(答)対象となる。

地域包括ケア病棟に再入院した場合、またそこから60日算定できるか。(疑義解釈その2問31:平成26年4月4日)

(答)第2部「通則5」の規定により入院期間が通算される再入院の場合、再入院時に通算入院期間が60日以内であれば60日まで算定が可能であるが、60日を超える場合には算定できない。

同一の医療機関の異なる病棟において、地域包括ケア病棟入院料と地域包括ケア入院医療管理料は同時に届出することは可能か。可能な場合は、一方は地域包括ケア病棟入院料1、もう一方は地域包括ケア入院医療管理料2など、異なる施設要件の混在は可能か。(当協会より厚生労働省へ質問)

(答)異なる病棟において、それぞれ施設基準を満たしている場合、届出可能。異なる施設要件の混在も可能。

地域包括ケア病棟入院料等の施設基準における専任の在宅復帰支援担当者について、「A238 退院調

「調整加算」における専従の看護師又は専従の社会福祉士を配置している場合はどのような取扱いになるか。  
(疑義解釈その9問2:平成26年9月5日)

(答)「A238 退院調整加算」の施設基準を満たすために、既に、当該医療機関内の退院調整部門に、退院調整に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されている場合、地域包括ケア病棟入院料等の届出を行うに当たって、新たに専任の在宅復帰支援担当者を配置する必要はない。

#### 【介護保険リハビリテーション移行支援料】

介護保険リハビリテーション移行支援料を算定した後、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定し、再度、介護保険のリハビリテーションへ移行する場合に算定できるか。(疑義解釈その2問33:平成26年4月4日)

(答)算定できない。

介護保険リハビリテーション移行支援料は、当該医療機関内で移行した場合は算定できないが、特別な関係の事業所に移行した場合は算定可能か。(疑義解釈その2問34:平成26年4月4日)

(答)可能。

介護保険リハビリテーション移行支援料については、介護保険によるリハビリテーションを開始した日から2月間は医療保険によるリハビリテーションとの併用が可能であることから、当該支援料を算定できないということによいか。(疑義解釈その2問35:平成26年4月4日)

(答)そのとおり。

介護保険リハビリテーション移行支援料は、訪問看護によるリハビリテーション、通所介護は含まれるのか。  
(当協会診療報酬説明会での質疑より)

(答)含まれない。通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを指す(予防も含め)。(当協会調査研究部回答)

#### 【退院調整加算】

---

一般病棟入院基本料の病棟に10日入院後、療養病棟入院基本料の病棟に10日入院後に在宅等へ退院した場合の退院調整加算の算定について。

(答)退院調整加算1(30日以内)の算定となる。

(平成24年度診療報酬改定疑義解釈その9問9:平成24年9月21日)

問 一般病棟から療養病棟に転棟した後に退院した場合、退院調整加算2を算定するのか。

答 入院後7日以内のスクリーニングや退院支援計画の作成等の算定要件を満たした上、

①転棟先の療養病棟における入院期間が2週間未満の短期間である場合は、一般病棟で算定できる退院調整加算1を算定できる。なお、加算する点数区分は、一般病棟と療養病棟を通算した入院期間により判断する。

②転棟先の療養病棟に2週間以上入院した場合については、退院調整加算2を算定できる。

以上

<お問い合わせ先>

(公社)日本医療社会福祉協会 調査研究部

電 話:03(5366)1057

FAX:03(5366)1058

メール:[jaswhc@d3.dion.ne.jp](mailto:jaswhc@d3.dion.ne.jp)